

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



**Australian Government**

**Department of Foreign Affairs and Trade**

# **DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT ETHIOPIA**

28 September 2017

## 目次

### 略語

1. 目的とねらい
2. 背景情報
  - 近況
  - 人口動態
  - 経済の概況
  - 政治体制
  - 人権の概況
  - 安全保障状況
3. 難民条約に基づく申立て
  - 人種/国籍
  - 宗教
  - 政治的意見（実際のまたは帰属された）
  - 関心対象となる集団
4. 補完的保護の申立て
  - 生命の恣意的な剥奪
  - 死刑
  - 拷問
  - 残忍、非人道的、又は侮辱的な扱い又は刑罰
5. その他の考慮事項
  - 国家の保護
  - 国内の移動
  - 帰還者の扱い
  - 書類

## 略語

ATP	Anti-Terrorism Proclamation 2009
CSO	Civil Society Organisations
EHRC	Ethiopian Human Rights Commission
ENDF	Ethiopian National Defence Force
EPRDF	Ethiopian People' s Revolutionary Democratic Front
FGM	female genital mutilation
HoF	House of the Federation (upper house of Parliament)
HoPR	House of the People' s Representatives (lower house of Parliament)
NISS	National Intelligence and Security Service
OFC	Oromo Federalist Congress
OLF	Oromo Liberation Front
ONLF	Ogaden National Liberation Front
TPLF	Tigray People' s Liberation Front

## 1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、エチオピアに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要があります。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、エチオピアに関する DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、*Amnesty International*, *Freedom House*, *Human Rights Watch*, *International Monetary Fund*, *International Organisation for Migration*, *Reporters without Borders*, *Transparency International*, *UK Home Office*, *UN Development Programme*, *UN High Commissioner for Refugees*, *UNICEF*, *US Department of State*, *World Health Organisation and the World Bank* からの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2016 年 4 月 1 日に発行された以前のエチオピアに関する DFAT レポートに代わるものです。

## 2. 背景情報

### 近況

2.1 エチオピアの人口はアフリカ第 2 位、世界でも最も人口の多い内陸国である。アフリカの角（北東部）に位置する連邦共和国で、南はケニア、南東はソマリア、東はジブチ、北はエリトリア、西はスーダン及び南スーダンと国境を接している。多様な地形を持ち、アフリカ最大の山脈（4,500 メートル以上に及ぶ）があるかと思えば、海拔 1,000 メートルを超えるダナキル窪地がある。アディスアベバは標高約 2,400 メートルにある世界でも 3 番目に高い首都である。現代人はエチオピアとして知られるこの地で進化し、西アジア地域へと移動したと考えられている。

2.2 1936～41 年までの短いイタリア占領の時期を除けば、エチオピアは欧州列国の植民地とならなかった唯一のアフリカ国である。1974 年、長期在任したハイレ・セラシエ皇帝（Haile Selassie）がマルクス主義の軍事暫定政権デルグ（Derg）に権力の座を奪われた。弾圧、政情不安、貧困、そして干ばつに苦しめられた時期を経て、デルグはエチオピア人民革命民主戦線（Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front: EPRDF）に倒された。エチオピアの現行憲法は 1995 年 8 月 21 日に発効した。最初の複数政党による民主的な選挙が行われたのは 1995 年 5 月である。EPRDF が勝利し、以来政権を握り、2000 年、2005 年、2010 年、2015 年と再選されている。2005 年以外は選挙の度に議席数を伸ばした。2015 年の選挙では EPRDF と協力政党が全議席を獲得した。

### 人口動態

2.3 国連の推計によれば、エチオピアの人口は約 1 億 400 万人である。年間増加率は約 2.5% と比較的高いが、1992 年の約 3.7% をピークに下がり続けている。エチオピアには 80 を超える民族がいるが、オロモ、アムハラ、ソマリ、ティグライ族で約 75% を占める。地理的に見た人口分布は、キリスト教徒が高地、イスラム教徒が低地、アニミスト宗教が南部、さらに南西部にこの 3 グループが混在して暮らす。公用語はアムハラ語だが、オロミア、ソマリ、ティグレ、アファルといった地域では様々な公式使用言語が使用されている。英語が最も広く使用されている外国語であり、すべての中等学校で教えられている。

2.4 人口の約 8 割が農村部に暮らす。人口ではオロミアが最大地域であり、全人口の約 37% が暮らす。次いでアムハラ（23%）、南部諸民族州（Southern Nations, Nationalities and

People's Region: SNNP) (20%)、ソマリ地域 (6%)、ティグレ (6%) と続く。首都のアディスアベバは約 360 万人と推定され、約 500 万人が大都市圏に暮らす。人口が 100 万を超える国内唯一の都市である。

## 経済の概況

2.5 この 10 年は年平均 10%以上と成長率はかなり高いものの、極貧国のままである。IMF によれば、1 人当たりの GDP は約 795 米ドル、データが手に入る 190 カ国中これより低い国は 22 カ国に過ぎない。人口の 3 分の 1 以上は極貧レベルにあり（世界銀行による世界の極貧ラインは 1 日 1.90 ポンド）、約 4 割は貧困ラインすれすれである。概ね農村部に暮らす人口は農業にかなり依存し、GDP の約 36%、雇用の 85%を占める。農産物の中ではコーヒーが主な輸出品（輸出全体の約 27%）であり、主な輸入品には機械類、金属、石油製品などがある。

2.6 農業生産性は 1980 年代以降向上を続けているが、農業への依存は続き、自然災害、特に干ばつの影響を受けやすい。2015 年から続く干ばつにより 2017 年には推定 1,500 万人が食糧支援を必要とし、35 万人が重度急性栄養失調状態にある。オーストラリア外務省 (DFAT) は、食糧不安、貧困、経済的機会の欠如が、エチオピアからの移民の重大な「促進」要因と見ている。

2.7 エチオピア経済は政府が実質的な支配権を握り続けている。土地はすべて国有であり、住民に長期賃貸契約で貸している。ほとんどすべての産業で国営企業が活動しており、電気通信やガス水道などの分野は独占状態である。金融部門の外資保有は禁じられている。電話やインターネットサービスは高額なうえ質が悪い。そのため、世界開発指標 (World Development Indicators) によれば、携帯電話加入者は 100 人当たり約 43 件に過ぎない(オーストラリアでは 100 人当たり約 133 件)。インターネットの使用率は約 12%、対してオーストラリアでは約 86%である。人口の半分以上が地理的には配電網の近くに暮らしているにもかかわらず、利用しているのは人口の約 25%である。2017 年の政府の財政赤字は 2~3%程度と推定されているが、公共及び公的債務 (PPG) ストックは GDP の 50%を超えるとみられる。こうした負債欠損比率から、干ばつなどの経済的な衝撃に対応する財政力が限られる。

2.8 安全保障をはじめ、政府は確かな情報収集力を持ち腐敗行為に対応する覚悟があるこ

とから、他の多くのアフリカ国家に比べ汚職問題は幾らか少ない。政府はそれをアル・シャバーブ (al-Shabaab) などのテロリスト集団がケニアなどの隣国ほどには攻撃を成し遂げられない理由の一つに挙げている。それでも不正行為はある。トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) の 2016 年腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) では、エチオピアは 176 カ国中 108 位であり、アルジェリア、コートジボワール、エジプト、ガイアナと肩を並べる。政府高官をはじめ折々に汚職取締りはあるものの、政府、特に諜報機関の役人は罰を受けることなく汚職行為の恩恵を受けることができるという認識が関係者の中にある。

## 医療

2.9 エチオピアの医療制度は、全国規模での医療施設の拡充や医療従事者数の増加など、この 20 年で大きく変化してきた。健康面の確かな向上も認められるものの、元々のレベルがかなり低い。世界開発指標によれば、エチオピアの妊産婦死亡率は 2007～2015 年の間に、正常出産 100,000 件当たり約 353 件まで半減した (オーストラリアでは 6 件)。5 歳未満の死亡率は同期間に正常出産 1,000 件あたり 93.8 件から 59.2 件へと減った (オーストラリアは 3.8 件)。出生時平均余命は 2005 年の 56.3 歳から 2015 年の 64.6 歳へと伸びた。

2.10 このように相当な向上は認められるものの、エチオピアはいまだ多くの重要な医療指標において立ち遅れている。分娩介助率は世界でも最低水準にある。栄養失調の割合も高く、5 歳未満の児童の約 4 割が中度から重度の発育阻害を見せている。長引く干ばつで 2017 年には急性水様下痢の大流行にさらに拍車がかかり、年明けからの 4 か月で 27,000 件の症例が報告されている。

## 教育

2.11 医療制度同様、かなりの経済成長率に後押しされてエチオピア政府はこの 10 年で全国的に教育支出を増やした。学業成績はどのレベルでも伸びたが、初等教育が重視されてきた。初等教育 (一般に 7～15 歳) は無料の義務教育である。初等レベルの全国総就学率 (GER) は約 100% とサハラ砂漠以南のアフリカ諸国の平均よりも多少高いが、このデータでは全国的にはかなりの差があることが分からない。教育政策データセンター (Education Policy and Data Center) によれば、アファル地域の GER が約 40% で最低だが、ガンベラは約 132% で最も高い。年齢問わず、就学年齢の人口数に占める割合として特定の学校教育レベルに在籍している総数を出すと GER は 100% を超える可能性がある。純

就学率（小学校就学年齢の児童が小学校に通っている割合）は約 86%と、1994 年のほぼ 3 倍である。中等学校入学率も上がったが、小学校に比べるとまだかなり低い。

2.12 学業成績が向上しているという証拠はあるが元々のレベルがかなり低い。2004 年には約 36%だった成人の識字率は約 50%になったが、約 86%という世界平均や約 60%というサハラ以南の平均からすれば依然として遅れている。女性の識字率は約 40%でさらに低い。若者の識字率（15～24 歳）は約 70%で、サハラ以南の平均と概ね同じであり、最近の向上が伺える。

## 雇用

2.13 ほとんどの国民は農村部に暮らしており、人口の約 85%は農業、主に自給自足農業に従事している。長引く干ばつは、農村人口の健康と暮らし、そしてエチオピアの食糧安全保障に大きな影響を及ぼしている（上記、経済の概況を参照）

2.14 エチオピアの人口増加率は年約 2.4%と高く、人口の約 6 割は 25 歳未満である。特に自給自足農業部門以外で確かな経済成長を続け、今後数十年は多くの就業者に雇用機会を与える必要がある。都市化が進み都市のインフラ、住宅、サービス提供にもひずみが生じつつある。エチオピアには多くの若くて安い労働力があるが、内陸国であるため労働集約産業における国際競争力が損なわれている。特に都市部、また女性に関して、正規の有給雇用の機会を増やすことが重要な課題である。女性はかなり多くがインフォーマル（非組織）部門や家庭内や家族農場など無給の家族労働に従事している。国内での移動（特にアディスアベバ）や公式非公式ともに国外（特に使用人（女性）や建設労働者（男性）として多くのエチオピア人が雇われているサウジアラビア）への移動のいずれにおいても雇用が重大な推進要因となっている。サウジアラビアは定期的にエチオピアからの就労証明書を持たない季節（移民）労働者の取締りを行っている（下記の帰還者の扱い参照）

## 政治体制

2.15 1995 年憲法によりエチオピア連邦民主共和国は「定住パターン、言語、独自性、関係者の同意」に応じて線引きされた州（state）で構成される二院制議会連邦制として確立された。この構図からエチオピアは民族連邦（ethnic federation）と呼ばれるようになった。州の他に、憲法でアディスアベバは自治首都とされた。



2.16 連邦議会は人民代表院 (House of the People's Representatives: HoPR) と連邦院 (House of the Federation: HoF) から成る。人民代表院の議員は各選挙区での得票過半数で選出され、最低 20 議席 (最大 550 議席中) を少数諸民族が保有する。連邦院の議員は州議会 (State Councils) が選出する。大統領は国家元首 (概ね儀礼的役割) であり首相は政府首班である。

2.17 政治を牛耳っているのは EPRDF である。1995 年の国内初の民主的選挙で約 83% の得票率を挙げ HoPR の 547 議席中 473 議席を獲得して以来、EPRDF とその協力政党が、2000 年、2005 年、2010 年、2015 年と勝利した。野党が特に都市部で 174 議席獲得と相当な伸びを見せた 2005 年が唯一意味のある反撃と言える。野党は 2005 年選挙の結果に異議を唱えた。続く抗議活動は抗議する側と政府治安部隊との暴力騒動に発展し、約 200 人の抗議者が死亡した。野党、独立組織、マスメディアに対する取締りが続いた。2009 年、政府はテロリスト防止に関する布告 (Anti-Terrorism Proclamation: ATP) を導入、多くの反対勢力やジャーナリストを逮捕した。EPRDF とその協力政党は 2010 年の総選挙でわずか 2 議席しか落とさず、2015 年の総選挙では 547 議席すべてを獲得、2015 年の地方議会選挙でも 1987 議席中 1966 議席を獲得した。こうして、全国すべての地域の支配権を保ち続けた。反対派は投票所への立ち入り、投票者への嫌がらせや選挙活動の制約について懸念を表明した (下記の政治的見解 (事実又は無実) も参照)。

2.18 民族性はエチオピアにおいて政治を左右する重要な要因である。EPRDF はティグレ人民解放戦線 (Tigrayan People's Liberation Front: TPLF) が支配する圧倒的に民族主体の政党から成る連合である。EPRDF に同調する政党に加え、多くの民族主義反政府グループがある。ティグレ人民民主運動 (Tigray People's Democratic Movement、エチオピア国境に近接するエリトリアが主拠点)、オガデン民族解放戦線 (Ogaden National Liberation Front :ONLF、ソマリ地域拠点)、そしてオロモ解放戦線 (Oromo Liberation Front: OLF、指導者はエリトリア拠点、欧米にも活動拠点) が武装集団を持ち、折々に政府施設や要人を攻撃している。エチオピア政府はこうしたグループをテロリスト組織と断言し、追放してきた。合法的な主要反政府グループの中でも、Medrek (エチオピア連邦民主統一フォーラム (Forum for Democratic Dialogue in Ethiopia とともに)) は政党連合であり、中には民族主体のものもあるが、セマヤウィ党 (Semayawi Party) (広く「青の党」としても知られる) は、全国規模の、与党 EPRDF に反対する人たち (圧倒的に若者) で組織された民族によらない政党である。

## 人権の概況

2.19 エチオピアは多くの主要国際人権条約に批准している。例えば、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約、障害者権利条約などがある。憲法の第三章では、生存権、個人と自由の保障、非人道的取り扱いの禁止、宗教・信仰・言論の自由、集会・デモ・請願の権利、結社の自由、移動の自由など、一連の基本的な人権や自由が規定されている。実際には、こうした規定の適用にはむらがある。ATP などその他の法律文書はジャーナリストや反政府を声高に唱えるグループの拘留につながった（下記の政治的見解（事実又は無実）又はメディアを参照）

### エチオピア人権委員会

2.20 人権の促進と保護のための国内機関調整委員会（ICC）は、エチオピアの国内人権機関であるエチオピア人権委員会（Ethiopian Human Rights Commission: EHRC）はパリ原則を完全に遵守していないと評価している。2013年の最新の評価では、非政府組織や国際人権組織が問題を取り上げているにもかかわらず、EHRCは慈善団体及び市民団体に関する布告（Charities and Societies Proclamation 2009）やATPなどの人権に影響する法令について政府に助言していないと記している。また、EHRCは国内における拘留状況を監視する明確な権限を持たないとも指摘している。その主な役割は、意識向上、研修（刑務官など）、法的助言、人権乱用に対する申立ての調査、地域社会と協力しての弱者支援や地域社会の調和促進などである。人権監視活動の唱道や発表は委員会の主な役割ではない。EHRCは概ね政府の出資に支えられており、政府関係機関から独立した存在とは考えられていない。

## 安全保障状況

2.21 国境地帯の中には重大な安全保障上の課題を抱えているところがある。1990年代後半、隣国エリトリア（1990年代前半はエチオピア領であった）との間で国境紛争が生じた。この紛争は2000年12月に終結したが、国境周辺は今も政治紛争が絶えない。紛争は決着したというより休眠状態にある。紛争地帯にはかなりの軍隊が配備されており、再度衝突するリスクがある。この地域は誘拐など暴力犯罪も多い。

2.22 スーダンや南スーダンとの国境地帯も、各国での長引く紛争の影響で安全とは言えない。こうした紛争の影響で多くの難民がエチオピアに逃げ、UNHCR の推計によればエチオピアのガンベラ地域の難民は約 365,000 人、そのほとんどが南スーダンからである。難民人口はガンベラの住民数を超え、今後 12 か月でさらに最大 20 万人の難民が南スーダンからやってくると思われる。UNHCR によれば、エチオピア全土で約 84 万人の難民を主にキャンプで受け入れている。エチオピアはアフリカ大陸では二番目（ウガンダに次ぐ）の大きな難民受け入れ国である。南スーダン難民（主にヌエル族）のガンベラへの流入で当地の人口構成はヌエル族が大半を占めるようになり、ヌエル族とアヌアク族との民族がらみの暴力騒動が幾つか生じている。例えば、2016 年 2 月にガンベラで起こったアヌアク族とヌエル族の衝突により 60 人が死亡したと思われ、州特別警察の中でも民族グループに準じて仲間割れが生じたとも報じられている。2016 年 4 月、ムルレ族出身の南スーダンの武装集団が国境を越えガンベラに入り 200 人以上の女性や子どもを殺害し、子ども 100 人を誘拐、地域にさらに不安定な状況をもたらした。

2.23 エチオピアとソマリアの国境地帯は国内他のどこよりも暴力発生率が高く、テロ活動や誘拐が発生している。アル・シャバーブがエチオピア国境に近いソマリア地域に拠点を持つ。エチオピアはソマリア平和維持部隊（African Union Mission in Somalia: AMISOM）の代表的な部隊派遣国である。ケニアとの国境沿いは、強奪行為などの犯罪の発生率が他の地域より高い。

2.24 エチオピアの連邦憲法では地域的な民族の独自性を認めておりほとんどの地域で民族紛争は抑えられてきたが、特に国境地帯で衝突が散発している。こうした衝突に関する情報は把握しにくく独自に確認することが難しいが、DFAT は年に 4～5 件はそうした事件が発生しており、20～30 人の死者が出ていると理解している。こうした事件は武力衝突と区分されるほど重大ではないものの、一般に銃砲が使用されている。衝突には希少な資源を競いあう国境地帯周辺の様々な民族グループが巻き込まれている。エチオピア国内ではどの国境地帯でも起こり得ることだが、最も多いのはソマリ州とオロミア州である。当局は概ねこうした紛争を直ちに収拾することができている。

2.25 国（州）境地帯を除けば、政府は概ね国内の秩序を維持しており、多くの隣国に比べて安全ではある。しかし、近年、多くの長期に渡る大規模な政治的抗議が、特にオロミア州やアムハラ州で行われており、暴力に発展している。抗議者らは当局による虐待行為を

訴え、当局は抗議者によるいわれのない暴力を申し立てている。大規模抗議のあと、政府は全国に非常事態宣言 (State of Emergency) を出し、何千という抗議者、反対派指導者、批判者が逮捕された (下記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言を参照)。かつて抗議活動の影響を受けた州は非常事態宣言以降ほぼ平穏を保っている (下記の政治的見解 (事実又は無実) 参照)。

2.26 ソマリアを拠点とするアル・シャバーブなどのテロリスト集団は、アディスアベバなどに存在することが分かっているが、政府はこれまでのところ概ね他国で生じているような大規模なテロ事件を免れてきた。しかし、テロ事件は起こり得る。2013 年 10 月、アディスアベバの住宅地で爆弾が爆発した。想定より早めに爆発したため大規模なスポーツイベントを攻撃するつもりだったアル・シャバーブ工作員の容疑者 2 人が死亡した。2015 年 12 月 11 日、アディスアベバのモスクに手榴弾が投げ込まれ、1 人が死亡、複数の負傷者が出たと報じられている。DFAT は、この手の事件は稀で、アディスアベバその他の地域の基本的なセキュリティ状況を表すものではないと見ている。

2.27 上記の事例 (ほとんどは国境、州境沿いの紛争か大規模な抗議活動) を除き、DFAT は、政府はエチオピア領のほとんどの地域で高い安定を保ち、人口密集地帯の公共秩序を高いレベルで保つことができると評価している。

### 3. 難民条約に基づく申立て

#### 人種/国籍

3.1 憲法第 25 条では「人はすべて法の下に平等であり差別されることなく法の平等な保護を受ける権利がある」と規定している。また、法は「人種、国家、国籍、又はその他の社会的出自、肌の色、性別、言語、宗教、政治、又はその他の見解、貧困、出生その他の地位を根拠とした差別を受けることなく」保護しなければならないと定めている。第 46 条ではエチオピアの国家又は州の境界を定めるにあたり「定住パターン、言語、独自性、関係者の同意をもとに」行う旨定め、実際、主な民族グループの地理的位置に概ね準じた州が形成されている。実際、この「民族連邦主義」により州境地帯で多少の緊張状態や社会的暴力が生じる可能性がある。また、基本的に経済的な問題（各地域の相対的な経済状況や特定の地域に影響する政策決定など）が民族差別がらみで投げかけられることも考慮されている。しかし、ほとんどの地域で民族を理由とする社会的暴力は稀である。衝突が生じた場合、政府は一般に速やかに介入し平穏を取り戻すことができる。しかし、資源を競い合うグループ間での緊張は常にあるため、さらに暴力事件に発展することは多い（上記の安全保障状況を参照）。

3.2 エチオピアには 80 以上の民族グループがある。ほとんどの政党は民族に基づいたもので、与党 EPRDF はそうした政党からなる連合であり、特定の民族派閥はあるが、実際には多民族連立政党である。政党も武装集団も、ほとんどの反対派組織は、民族に基づくものか民族的に連携した小集団の連立である（上記の政治体制を参照）。

3.3 DFAT は、人口の約 6%に過ぎないティグライが、諜報機関、軍事、ビジネスの分野で優勢を占めているという多少の懸念があることを認識している。軍の指導層の約 9 割はティグライ族と報じられている。長期政権の EPRDF の指導者メレス・ゼナウィ（Meles Zenawi）はティグライ族だったが、その後継者であるハイレマリアム・デサレン（Hailemariam Desalegn）は SNNP 地域のウォライタ族出身である。ティグライ、アムハラ、オロモが行政の幹部層を占めており、ティグライ族はアムハラとオロモが公職を占有していると申し立ててきた（ただし、両グループは国内人口としても多い方）。

3.4 DFAT は、ほとんどの場合、人種や民族に基づく公の差別（国が認める組織的差別や公職の否定、より高い拘留率など）は稀と見ている。この評価は憲法に定める差別禁止に準じたものであり、多様な民族集団の存在を考えた場合、政府が社会的包括性を謳ってそ

の合法性を保つ必要があることを表してもいる。

3.5 民族に基づく社会的差別は生じうるが、人種や民族の違いに基づく積極的差別ではなく特定の民族グループを優遇するという肯定的差別の方が圧倒的に多い（特に政府、公職や軍や情報機関におけるティグライ族）。ただし、この全体的傾向にも例外はある（下記の民族グループ別の記載を参照）。公式の政策により一部グループの機会が制限される可能性はある。例えば、オロモ語をオロミア地域の学校での指導言語として使うことでアムハラ語や英語を使わない場合に公的部門でのオロモ族の機会が限定される可能性がある。

### オロモ族

3.6 オロモ族はエチオピア最大の民族グループであり、人口の約 35%を占める。主にエチオピアの南部、中央部、西部、及びケニア北部に暮らす。信頼できる最新の詳しいデータは入手が難しいが、2007年の国勢調査によれば、オロミア州の人口の約半数（90%はオロモ族）はイスラム教徒で、30%がキリスト教正教徒、18%がプロテスタント又はカトリック教徒、3%が伝統的な一神教宗教を信仰している。一部のイスラム教徒、クリスチャンは同時に伝統宗教にも従っている。オロモ族はオロモ語（Afaan Oromo と）を話し、オロミアでの行政や学校教育の言語となっている。

3.7 最大民族集団ではあるが、オロモ族の政治的影響力はさほど大きくない。しかし、EPRDF が政権について以来、オロモ族はオロモ人民民主機構（Oromo People's Democratic Organization: OPDO）を介して与党連立に直接関与するようになった。OPDO のメンバーが連邦政府の大臣職に就き、幅広く公職を占め、連邦レベルで影響力を行使している。不当な権力の行使や首都アディスアベバが建設される伝統の土地からのオロモ族の追放に起因して、一部オロモグループと連邦政府との間の緊張状態が生じている。オロミア州に囲まれたアディスアベバはその周辺部で急速に工業発展が進み住宅地が広がっていった。2014年、2015年、2016年と続いたオロミアでの抗議活動は抗議者と治安部隊との衝突につながり、数百人の死者が出、何千という抗議者が拘留された。

3.8 2015年と2016年にはオロミア一帯で広く暴力行為や抗議者の拘留が行われたが、DFATはこの暴力は民族を狙ったものではなく、何らかの形態の反政府勢力に対する政府の神経質さを表したものと見ている。エチオピアではどの民族グループの人も積極的かつ公然と EPRDF に抵抗すれば暴力行為や拘留の対象となる恐れがある。DFAT は、アムハラ

の抗議者よりオロミアの抗議者に当局がより厳しいという報告を認識している。DFAT は、オロミアとアムハラに対する治安部隊の戦術の違いはアムハラの銃砲所持率が高いことへの懸念と、アムハラの抗議に厳しく対応すると紛争が長引く恐れがあるためと理解している。この状況において、DFAT は、オロミアでの抗議への対応は民族的な動機に基づく暴力行為ではないととらえている。抗議活動と政府の対応に関する詳細は、下記の抗議活動と2016年の非常事態宣言を参照)

3.9 総じて、DFAT は、オロミアのオロモ族は、エチオピアの「民族連邦」（つまり、オロミアのオロモ族はオロモ優勢の社会に暮らす傾向がある）もあり、社会的差別のリスクを抱えていると評価している。オロモ族は、雇用面、特に高官レベルや、軍隊、諜報関連では多少の差別を受ける可能性がある。DFAT は、オロモ族がその民族性を根拠にげに社会的な暴力行為にさらされるリスクは低いとみている。しかし、オロミアの住民が政府に公然と抵抗すれば他州の抗議者以上に公の暴力行為にさらされるリスクは高まる恐れがある。

### ソマリ族

3.10 ソマリ族は圧倒的に多くがソマリアと国境を接するエチオピア南東部の不毛の地、ソマリ州に暮らす。1995年の憲法改正の採択まで、この地域はオガデン州として知られていた。ソマリ族はイスラム教徒であり、ほとんどは牛飼いである。エチオピア人口に占める割合は約6%である。ソマリ州は国内他州に比べ未開発状態にあり、インフラは整備されておらず、教育などの行政サービスの利用にも限界がある。政府もこれを認識しており、未開発の理由としてオガデン民族解放戦線（Ogaden National Liberation Front: ONLF）の長引く武力による抵抗を挙げている。

3.11 ONLFは反政府武装グループであり、オガデン族グループ（ソマリ州の支配的勢力）のメンバーで構成されており、民族自決とエチオピアからの分離を求めている。自らを「草の根の社会政治運動」と称しているが、エチオピア政府はテロリスト組織ととらえている。ONLFは2013年に本部をソマリアのモガディシオに移したが、ソマリ州準憲兵隊（Somali regional paramilitary police force）、特別警察含め、エチオピア当局との対立は続いている。ONLF（とその関連武装集団であるオガデン民族解放軍（Ogaden National Liberation Army: ONLA））は、ソマリ地域に支持者を残し、ソマリアやエリトリアのエチオピア人離散者やグループの一部から資金を得ている。

3.12 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によれば、ONLF とつながりがある又は支援しているとみなされた市民に対する超法規的処刑、専断的な拘留、暴力行為などが報告されている。ソマリ州への移動や同州内での国際機関のオブザーバーの移動は規制されているため、DFAT はこうした主張の有効性を独自に確認できないが、信頼できる情報と考えている。ONLF が似たような権力乱用を働いたという信頼できる報告もある。

3.13 当局が ONLF とのつながりが実際にある又はあるとみなされる者を狙うとしても、それが政治的要素のない純粋にソマリという民族性のみを理由に対象を広げているという信頼できる証拠はない。そのため、DFAT は、エチオピアのソマリ族が純粋に民族性を根拠に当局からひどい組織的な差別や暴力を受けるリスクは低いと考えている。政府に反対するその他のグループ同様、ソマリ族で ONLF その他の反対勢力やテロリスト集団と関連があることが分かった又はあるとみなされた者はリスクがより高まるだろう（下記の政治的見解（事実又は無実）を参照）。

#### アヌアク族

3.14 アヌアク族はナイル川流域に暮らす少数民族であり、30～35 万人が南スーダンやエチオピア南西部のガンベラ州に暮らす。アヌアク族はほぼ完全にキリスト教徒で、ガンベラ州のエチオピア人住民の約 4 分の 1 を占める（南スーダンからの難民を除く）。大半は農夫や牧夫である。

3.15 アヌアク族に対するエチオピア当局による権力乱用の申立てが過去にあった。2000 年代初頭、「高地人」（アムハラ、オロモ、ティグライなど）のガンベラへの移動定住が増え地域社会との緊張状態が生じた。2003 年にはその状態がピークを迎え、アヌアク族による攻撃が続いたため、エチオピア国防軍 (Ethiopian National Defence Force: ENDF) が高地人グループとの暴力攻撃に加わり、多くはアヌアク族である 400 人以上の人が死亡した。この大きな衝突以降、状況は著しく改善した。

3.16 一部の国際人権団体は、「加速的開発 (Accelerated Development)」、別名「村落化 (villagisation)」計画という政府の政策に懸念を表明してきた。多くの人々が従来から暮らす農地を離れ町や村に強制移住させられたからである。村落化はエチオピアの複数の州で進んでおり、ガンベラ、ベニシャングル・グムズ、SNNP、ソマリ、アファルなどがあげら



れ、この政策は多くの民族グループに影響を及ぼしているが、アヌアク族への影響は広く海外でも報道されている。この政策の目的は、医療、教育、電気、きれいな水などの行政サービスに対するアクセスを改善するとともに、自然災害からの回復力を高めることである。グループの中には当局による政策実施にあたっての強制立ち退きや暴力、脅迫、性的暴行を批判しているところもある。米務省によれば、2011年以降村落化の現場に18回以上の視察が行われており、組織的な人権侵害の証拠は見つかっていないが、約束したサービスやインフラの提供に関して問題が生じていた。

3.17 DFAT は村落化政策の実行に関わる組織的暴力や脅迫について信頼できる証拠を認識していない。特定の民族グループに向けられた政策についても同様である。アヌアク族への村落化の影響に関する懸念はかなり表立っているものの、この政策はガンベラ一帯の他の民族（ヌアー族やマジヤンギルなど）や、国内他州の別の民族グループ全体にも適用されている。

3.18 DFAT は、アヌアク族はガンベラ州の他の集団に比べ民族性を根拠とした公の暴力や差別のリスクは高くないと評価している。村落化政策を声高に批判する者など、政府に公然と反対しているアヌアク族は、他の民族グループの活発な反政府勢力の扱い同様、当局からの嫌がらせや暴力、拘留のリスクが高くなる（下記の政治的見解（事実又は無実）を参照）。

#### エリトリア人とエリトリア系エチオピア人

3.19 1990年代後半におけるエリトリアとの国境戦争の際に、エチオピア政府はエリトリア系の住民を退去させた。エリトリア系エチオピア人に安全保障上のリスクがあったことや、政府が1993年のエリトリア独立国民投票に票を投じた者が市民権を放棄したとみなしたせいもある。政府軍はこの紛争の際にエチオピアからエリトリアへと約75,000人を逮捕の上強制退去させた。2000年以降、その人数は大幅に減った。2008年の国際難民支援会（Refugees International）の報告書によれば、「多くの、おそらくほとんどの、エチオピアに暮らすエリトリア人は2003年に制定された国籍宣言により市民権を再取得した。」こうした人の中には「旧国籍」がエリトリアとなっている身分証明書を持つ者もいる。エリトリア系エチオピア人が2000年代初頭以降エリトリアへの退去をさせられたことを示す信頼できる証拠はない。2003年宣言の前にエチオピアを離れて以来長いことエチオピアに住んでいない者はエチオピア市民権の立証に十分な資料を提供するのに苦労した可能性があ

る。

3.20 UNHCRによれば、エチオピアには16万人以上のエリトリア人難民がいる。他国からの難民と違い、エリトリア人難民は経済的に自立できることを条件に難民キャンプではなく地域社会に暮らすことが許されている。キャンプにかつて暮らしていた7万人以上のエリトリア人は既に都市部、特にアディスアベバに落ち着いている。しかし、DFATは、エリトリア人難民はフォーマルセクターや政府機関全般で就労が認められておらず、インフォーマルセクターで不安定な仕事についていることが多いと理解している。

3.21 エチオピアとエリトリアは依然として政治的に高い緊張状態にある。エチオピア政府はエチオピアの武装反勢力にシェルターや資金を提供しているとエリトリアを批判していると報じられている。しかし、エリトリア系エチオピア人の地位を正式に認める2003年宣言後は、エリトリア人が民族性を根拠に公然と又は社会的な差別や暴力を受けるリスクが高まっているという信頼できる証拠はない。エチオピアとエリトリアは政治的緊張状態にあり、エチオピア政府に活発かつ公然と反対しているエリトリアとつながりのある人物がエチオピア社会の他の構成員よりも当局から大きな関心を向けられる可能性はある。ただし、DFATは総じて、エリトリア系エチオピア人はその民族性を根拠にエチオピア国内の他のグループよりも著しく大きな公的社会的差別や暴力を受けるリスクはないと評価している。

## 宗教

3.22 エチオピア社会は非常に宗教心が強く、宗教は日常生活で大きな部分を占めている。米務省による世界の宗教に関する報告書（International Religious Freedom Report）2015年度版（現時点で最新）によれば、人口の約44%がエチオピア正教会に、34%がイスラム教スンニ派に、19%がキリスト教福音主義派とキリスト教ペンテコステ派に属している。少数のカトリック教徒、その他のキリスト教徒、エホバの証人、ユダヤ教、固有の伝統宗教の信者がいる。また、1940年代にハイレ・セラシエ皇帝が特定した土地に暮らす約800人のラスタ主義者もいる。正統派ユダヤ教徒、イスラム教徒、カトリック教徒、ユダヤ教徒のコミュニティは宗教団体として政府に登録することを義務付けられていないが、他のグループはすべて法的地位を得るために遊牧地域開発連邦省信仰宗教問題庁（Directorate of Faith and Religious Affairs at the Ministry of Federal and Pastoral Development Affairs）に登録しなければならない。登録したグループは活動内容と財務状

況を毎年報告しなければならない。

3.23 エチオピア憲法第 11 条は国家と宗教の分離を宣言し、公式の国教を禁じ、国が宗教の問題に、宗教が国家の問題に介入することを禁じている。第 25 条（平等の権利）では宗教を理由に差別することなく法の下にすべての人が平等に扱われることを明記し、第 27 条では法律に基づく制限に従うことを条件に、宗教式典や宗教機関の設立など、宗教の自由を定めている。第 34 条では、慣習上、宗教上の制度により決定する個人の地位に関わる問題（結婚、離婚、養育権など）に絡む紛争について定め、例えば、紛争の両当事者がイスラム教徒であり、かつプロセスに同意する場合には、個人的地位に関する問題をイスラム法裁判所で裁定することができる。刑法第 816 条では「他者の感情や信念を著しく害する、又は神や宗教的偶像、儀式、又は著名な宗教者に向けられる」仕草や言葉など、宗教に関する「冒瀆的又は抽象的な発言や態度」を禁じている。そのような行為は、罰金、逮捕及び「最長一カ月の」拘留に処せられる。法律ではまた、学校での宗教的指導を認めておらず、宗教に基づく政党の結成を禁じている。

3.24 実際、近年において宗教を根拠に公式の政策で著しい差別をしているという信頼できる報告はない。一部宗教組織のみ政府への登録が義務付けられていることについては行政上の障壁が生じているものの、ひどい負担になっているわけではない。登録要件は少数宗教信奉者や信仰の実践に直接的に著しく影響を及ぼしているわけではない。

3.25 小さな非公式の社会的差別行為が宗教を理由に生じている。特定の地域で少数派となっている宗教グループは多少の差別を受ける恐れがある。例えば、米 국무省によれば、キリスト教プロテスタントが宗教登録や教会や墓地の土地取得などの問題について自治体役人から不当な扱いを受けていると訴えている。イスラム教徒も国内最古の正教会の多くがあるアクスムで地元当局からモスク建立の許可を得るのが大変だと苦情を申し立てている。このように苦情のある不平等は地方行政のまずさによるものだと遊牧地域開発連邦省は主張していると報じられている。DFAT は、こうした差別事例は政府による組織的な差別政策というよりは各地方行政内の個人による社会的差別行為によるものと見ている。

3.26 エチオピア全体で見れば宗教グループ間に多少の緊張関係はあるものの、重大な組織的差別や暴力に至ることは稀である。二大宗教グループであるキリスト教正教徒とイスラム教は、多少の小さな誤解が生じることはあるにせよ、総じてそれぞれの宗教を实践する

権利を互いに尊重している。異宗教間結婚や改宗は稀だが、より広くエチオピア社会を見れば総じて寛容であり、家庭レベルで異宗教間結婚の承諾がらみの問題が生じることはあるかもしれない。DFAT の見たところでは、異なる宗教を持つ人々が差別や嫌がらせを受けることなくそれぞれの礼拝に堂々と列席することができている。国内の多く、特にオロミア州やアディスアベバといったキリスト教正教徒やイスラム教徒が多い主要都市では、モスクや正教会が互いに至近距離にあるが、敵対行為や緊張状態は認められない。DFAT は、エチオピアでは宗教を根拠とした深刻な組織的社会的な差別や暴力行為のリスクは低いと見ている。

### イスラム教徒

3.27 特に 2011 年から 2013 年にかけて、イスラム問題への介入に関してイスラム社会のメンバーによる数々の抗議活動が行われた。特に、政府とエチオピアイスラム教最高会議 (Ethiopian Islamic Affairs Supreme Council: EIASC) が共同で運営する研修プログラムがアル・アバッシュ (al Ahbash) として知られる「外来宗教哲学」の導入を狙っているという申立てがなされた。抗議者らは政府が、宗教に基づく暴力行為やエチオピアにおけるサラフィー主義 (Salafism) やワッハーブ派 (Wahhabism) の台頭を懸念して、レバノンからアル・アバッシュの聖職者を呼び寄せエチオピア人聖職者全員に研修を受けさせたと主張した。アル・アバッシュはレバノンを拠点とするイスラム教徒の一団だが創設者はエチオピア人である (アラビア名のアル・アバッシュはエチオピア高地についてエチオピア人が使う名称 *Havesha* を指している)。2011 年に政府は国内唯一のイスラム系大学であるアウォリアカレッジ (Awolia College) を閉鎖する決定を出したが、これも抗議活動を促した。

3.28 他の反政府抗議活動同様、こうした抗議活動の参加者の多くが逮捕拘留された。例えば、2015 年 8 月、裁判所は、聖職者、ジャーナリストを含む 18 人のイスラム教徒に対して、2012 年 7 月の抗議活動での役割に対して、ATP に基づき、7 年から 22 年の禁固刑を言い渡した。逮捕された 18 名中 5 名は、仲裁委員会メンバーとして知られていたが、2015 年 9 月に赦免解放された。別の 9 人は 2016 年 9 月に赦免された。ただし、ACM の支持者らは以降も拘留され刑の宣告を受けた。例えば、2016 年 12 月 21 日、高等裁判所は、ジャーナリスト 2 人を含む 20 人のイスラム教徒に対して、イスラム系新聞のコラムやソーシャルメディアでの活動を含め、ACM の拘留に対して抗議したかどでテロ関連の犯罪で有罪判決を下した。

3.29 イスラム問題への政府の介入に対する物理的抗議は2013年以降さほど目立たないが、オンラインやニュース出版物での政府批判は続いている。DFAT は、そうした場をはじめ、公然と政府を批判している者は、嫌がらせ、逮捕、拘留のリスクにさらされていると見ている。これは宗教問題への政府の介入の批判者含め政府を批判する者すべてに言える。こうした状況から、DFAT は、イスラム教徒抗議者の逮捕拘留は、宗教、安全保障、政治的な要因が複雑にからみあった結果とみている。

## 政治的意見（実際のまたは帰属された）

3.30 憲法第 25 条では、政治的その他の見解を根拠とした差別を受けることのない法の下における平等を定めている。第 30 条では集会・デモ・請願の自由を、第 31 条では結社の自由を、第 38 条では投票し、選出され、政治組織の一員となる権利をそれぞれ定めている。

3.31 実際、エチオピアにおける政治的自由はかなり制限されており、2016 年 10 月の非常事態宣言の発動後はさらに厳しくなっている（下記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言を参照）。反対派グループや政府の方針に反対するジャーナリストやブロガーなどフリーのコメンテーターらは常に嫌がらせや拘留の対象となっている。ATP の文言は英国やオーストラリアなど一部欧米諸国の法令に似ているが、施行状況は政治的自由をかなり制約しており、政府は人権侵害として非難されている。こうした侵害行為として、表現の自由、結社の自由、市民社会団体やジャーナリストの活動に対する制約やとりわけ反政府勢力やフリーのジャーナリストやブロガーに対する超法規的処刑や拷問、恣意的拘留、嫌がらせ、権力乱用などがあげられる。EPRDF メンバーではない公務員が昇進を絶たれたという報告もある。政府の治安部隊が政府の方針に声高に反対する者を年中拘留拷問したり、時には超法規的処刑を執行しているという報告もなされている。ONLF や OLF など反勢力武装グループが政府勢力や一般市民に権力乱用や暴力行為を行っているとして非難されている。

3.32 どの反対派グループでも中心メンバーは、テロリスト組織とみなされていない合法的な反勢力も含め、ATP に基づく監視下に置かれたり、嫌がらせを受け、逮捕され、告訴されたり、あるいは容疑なく拘留されている。拘留期間は数日から数年と様々である。2015 年の選挙につながった取締りも報じられている。例えば、2014 年 7 月 8 日、民主主義と正義のための統一（Unity for Democracy and Justice）、アリーナティグレイ党（Arena Tigray Party）、及びセマヤウィ党（Blue Party）の 3 つの野党の中心メンバー 4 人が逮捕されマエ

ケラウィ (Maekelwai) 拘置所に拘留された。このうち少なくとも 1 人は拘留中に拷問を受けたと主張しており、全員が弁護士や家族との面会を認められなかった。4 人は 2014 年 10 月、ATP に基づき告訴された。2015 年 8 月、逮捕から 12 か月以上たつて (2015 年の選挙から数か月後) 連邦裁判所は彼らのテロ行為やテロ組織との関連を示す証拠を見つけていない。

3.33 政府に抗議反対する者の逮捕は 2015 年の選挙以降も、特に、大規模な抗議活動や 2016 年 10 月の非常事態宣言の発動がらみで続いた (下記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言を参照)。中には、有名な反対派指導者なども含まれている。例えば、野党のオロモ連邦会議 (Oromo Federalist Congress : OFC) 及び MEDREK 野党連立の指導者である メレラ・グディナ (Merera Gudina) が、欧州から帰国直後の 2016 年 10 月に逮捕された。欧州では非常事態宣言におけるエチオピアでの大規模な逮捕について欧州議会に向け演説を行い、グンボット・サバット (Ginbot 7) として知られる非合法の反対派グループのリーダーである ベルハヌ・ネガ (Berhanu Nega) と公けに登壇した。グディナはエチオピアに戻らないよう支持者から注意されていたようだが、それに留意しなかった。2017 年 2 月、ATP に基づき告訴され、本稿発表時点ではいまだ拘留中でありテロ容疑で裁判中である。

3.34 DFAT は、公然と政府に反対した者はその政治的見解を理由に監視下に置かれ、嫌がらせを受け、逮捕拘留されるリスクが高いと見ている。有名な反対派指導者に限らず、有名でなくとも反政府抗議活動に参加すれば、声高に政府に反対する者はすべて同じリスクにさらされる (下記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言及びメディアを参照)。反対派のメンバーや支持者 (あるいは支持者と思われる者) の家族や隣人でさえ当局による監視、嫌がらせ、逮捕拘留の対象となる場合がある。

### 抗議活動と 2016 年の非常事態宣言

3.35 2014 年 4 月及び 5 月に、連邦政府が管理するアディスアベバを現在オロミア州政府の支配下にある町や農地を含むオロミア州へ拡大しようという政府の意図が発表され、大規模な抗議活動が起こった。アディスアベバ総合開発全体計画 (単に全体計画とも) というこの拡大計画にはおそらく農民の排除やこの地域の学校、企業、行政に使う公用語をオロミア語からアムハラ語に変えるという構想が含まれるようだ。全体計画の発表によりアンボ大学に始まった大規模抗議活動はアンボの街全体に広がり、街から周辺地域へとさらに拡大した。穏やかに始まった抗議活動は、治安部隊の介入に伴い丸腰の抗議者に対する

暴力行為へと発展した。2014年の4月から5月のこうした初期の抗議活動で少なくとも17人が亡くなった。登録野党のOFCによれば、抗議がらみで最大500人の党員が逮捕された。

3.36 全体計画に対する抗議は2015年暮れに再度オロミアで発生し2016年まで続いた。2016年1月、政府はもはや全体計画の実行は不可能と発表した。しかし、抗議活動は広くオロミア州やアディスアベバで続き、2017年7月からは、アムハラ州でもデモがあった。アムハラの抗議は、表向きはティグレ州政府のアムハラの土地の統治につながったアムハラとティグレ州のこれまでの境界設定に対する非難の表れだった。アムハラとオロミアでの抗議は原因こそ違うが、のちに政治的、経済的な改革を求める声へと拡大していった。

3.37 2016年10月2日、いつも多くの人が集まるビショフトゥ（オロミア地域のアディスアベバから南東に約50キロ）でのオロモ文化祭で抗議活動が行われた。当局は群衆に向け催涙ガスを放ちパニックが発生した。政府によれば、雪崩を打って逃げ出した群衆の約56人が亡くなった。反対派は、死者は678人と主張している。この事件に続き、抗議活動はさらにオロミア全域に広がり、アディスアベバ郊外にまで及んだ。こうした抗議活動では、外国や政府が所有する財産や企業、ティグライの所有する財産企業にまで破壊行為が及んだ。

3.38 抗議活動の頻度や程度が増す中、政府は10月9日に全国に非常事態宣言を出した。対策として当局が裁判所の決定を得ず拘留や私有物の捜査ができることとなり、また、渡航規制や取締りの規定、放送やインターネットメディア（ソーシャルメディア含む）の規制が行われた。非常事態宣言の実質的効果として、既にかなり整備されていた慣行が公認され拡大していった。

3.39 DFATは、政府がこの宣言により約26,000人を逮捕拘留したと理解している。この中にはジャーナリスト、ブロガー、野党メンバー、反政府抗議活動に参加したと思われる多くの人（子ども含め）がいる。逮捕拘留は抗議活動を組織化した者や有名な反政府者に限られない。多くの被拘留者は「再教育」プログラムのあと釈放されたが、DFATは約2,000～5,000人がまだ拘留中とみている。釈放されたのはほとんどはさほど目立たぬ「草の根」抗議者であり、指導者と容疑をかけられた者は拘留されたままである。被拘留者の中には拷問を受けたと主張している者もいる（下記の拷問を参照）。

3.40 非常事態宣言の発令後、大規模な抗議活動はない。政府は、2017年4月で終了予定だった宣言の期間を延長した。宣言は2017年8月に正式に終了したが、対策は継続されている可能性がある。抗議活動に関するEHRCの報告書や政府の回答から大半は市民である669人がこの暴力行為により死亡した。EHRCはまた、政府の回答は概ね妥当とみなす一方、当局が不要又は過度に武力を行使して131人を殺したことを知った。反対派グループは、政府に甘すぎる、死者数を軽く見積り過ぎると報告書を非難した。

3.41 DFATは、公然と反政府抗議活動をした者はすべて、監視、嫌がらせ、逮捕拘留される高いリスクにさらされていると見ている。抗議活動では、当局による暴力行為を受ける可能性もある。こうしたリスクはすべての反政府抗議者に該当するが、有名な抗議活動家や抗議主催者はより長く拘留されるリスクが高まる

## 関心対象となる集団

### 人権組織

3.42 2009年2月13日、エチオピア政府はCSO宣言を発表、NGOの活動や財務運営にかなりの制約を課した。宣言の第14条では、国内の慈善団体や協会の「人権、民主的権利の発展」に関連する活動を制約している。CSO宣言では、国内の慈善団体や協会を海外の財源から受けている資金が10%以下であるところと定義している。人権部門で活動する海外のNGOや海外から資金を得ている国内NGOを禁じた結果、エチオピアで人権問題に関する監視、報告、擁護活動を行っているNGOが極端に減った。人権部門で活動する数少ない国内NGOのメンバーは、深刻な資金不足と職員に対する監視、嫌がらせ、逮捕拘留、さらには被拘留者に対する暴力や拷問について報告をしている。政府は嫌がらせ、恣意的拘留、権利濫用の訴えを否定している。

### メディア

3.43 エチオピア憲法では、あらゆる形態の検閲を含め、表現の自由や報道の自由の権利、報道が「その運営上の独立性と多様な意見を受け入れる役割を確保するため」の法的保護の保障を明白に定めている。刑法には、名誉棄損や公務員への批判の制限など、こうした権利に関わる制限が多く規定されている。ATPにも政府に批判的だったり野党を支持したりしているジャーナリストの訴追に利用されてきた多くの制約規定がある。2016年10月に発表された非常事態宣言では、出版、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャルメディアに対する制約が強化された。



3.44 実際、言論やメディアの自由はエチオピアでは著しく規制されている。政府が国内唯一の国営放送局と最大の放送網を持つ2つのラジオ局を支配している。海外メディアが妨害を受けることもあり、海外を拠点とする放送局（エチオピア人ディアスポラ（離散者）が運営するものなど）のインタビューを受けた政府の反対者は逮捕され長期間拘留される可能性がある。エチオピアは国境なき記者団(Reporters Without Borders)が作成した2017年度世界報道自由ランキング(World Press Freedom)では180カ国中150位である。

3.45 当局は政府に批判的あるいは野党を支持しているとみなしたジャーナリストやブロガーを何度も逮捕拘留している。訴追は基本的にATPを根拠としている。2015年選挙の地固めとして批判的なジャーナリストの逮捕拘留が増えたと報じられている。独立系新聞社の多くが閉鎖された。2016年には、非常事態宣言で海外を拠点とするエチオピア衛星放送局(Ethiopian Satellite Radio and Television: ESAT)とオロモメディアネットワーク(Oromo Media Network: OMN)の放送視聴が禁じられた。政府はインターネットや電話の灯火管制を強制し特定のソーシャルメディアサイトの妨害も行った。

3.46 個人が発行する新聞への嫌がらせや規制に加え、政府は政治的なサイトやブログの活動も規制しているが、これは通信部門が国営独占状態にあることで可能になっている。反対派グループが運営するニュースサイト、政治的ブログやウェブサイトは何度も妨害を受けている。こうしたウェブサイトへの投稿者は常に監視され、逮捕拘留されている。2016年10月には、有名なZone-9グループのブロガーがレストランで政府に批判的な意見を述べたとして2人の友人とともに逮捕された。フリーダムハウスによれば、ブルーンバーグニュースや米国PBSで働く外国人ジャーナリストも2016年にエチオピアでの取材中拘留された。

3.47 DFATは、政府やその政策又はEPRDFに対して穏やかならぬ批判姿勢を見せるフリーのジャーナリストやブロガーは当局の監視、嫌がらせ、逮捕、拘留の対象となるリスクが高いと見ている。

## 女性

3.48 憲法第35条では女性に関する権利を多く規定している。例えば、憲法に基づく権利や保護の享受における男性との平等、婚姻における平等の権利、エチオピアにおける女性

への不平等や差別という歴史的遺産を改善するための「積極的手段」を求める権利、全額支給の産休を取る権利、資産相続など土地をはじめとする資産を取得する平等な権利、雇用における平等な権利、家族計画に関わる教育、情報、設備を利用する権利などである。

3.49 実際には、特に直接的な公の差別に関して多少の進展はあるにせよ、エチオピアの女性は公然と社会的な差別や暴力にさらされている。現在の議会（2015年選出）で女性が占める割合は37%である（閣僚級含む）。例えば、女性子ども問題担当相は現在初めて女性が就任している。一部地方議会の女性の割合はもう少し高い。国内初の女性副首相が2014年に指名された。政府は男女平等も2015～2020年の成長移行計画の重要な要とした。信頼できる非政府代弁者がDFATに伝えたところによれば、政府は女性の代表率を増やすことに強いリーダーシップを発揮している。女性は土地利用権に関しては依然として多少の差別を受けているが、この分野でも進展はみられる。女性も夫の死後には農地利用者として徐々に認められてはいるが、未亡人や離婚者は依然として経済弱者である。これは特に児童婚姻の広がりやエチオピアの多くの少女の初産年齢の若さを思うと問題である（下記の児童参照）。一部地域では伝統的な土地保有制度は実際には今も生きている。これは昔ながらの役割分担故に女性の土地利用に制約を課す可能性がある。

3.50 教育における男女平等はかなり進み、この分野ではエチオピアはミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）を達成しているが、これまでの進展は概して初中等教育に限られており、第三次教育（大学及び職業専門教育）の女性の割合は3割に過ぎない。女性の識字率も低い（教育を参照）。

3.51 エチオピアは保守的な社会であり女性に対する社会的差別はかなり多い。女性は警察や裁判所を利用することはできるが、社会的規範上その権利を行使することは滅多にない。限られたインフラや経済的に自立するレベルにないこともあり、この問題は、特に農村部で悪化している。両当事者がイスラム教徒で合意している場合は、エチオピアにおける個人的地位の問題のからむ場合は、シャリーア法の使用が認められている。女性はこうしたプロセスの平等な利用や影響力の行使に多少の難を抱える可能性がある。女性は一般に、都市部、農村部ともに男性より雇用機会が少ない。これは社会的差別や、女性の役割に対する規範、女性の学歴が総じて低いことに影響を受けている。

## 暴力

3.52 家庭内暴力はエチオピア刑法で明白に禁じられており最大 20 年の禁固刑を受けるが、これも滅多に執行されていない。正式な法体系には他にも多くのずれがある。例えば、法律では配偶者によるレイプ行為を明白に禁じていない。

3.53 実際、性にに基づく暴力（身体的、精神的、性的暴力行為）は全国各地、民族グループ、宗教グループ内でよく見られる。社会的規範や経済的に自立していないこともあり特に農村部では報じられることが少ない。政府中央統計局による 2011 年の調査によれば、国内男性の約 45%が、夫は妻が料理をこがしたり、夫に歯向かったり、何も告げず家を出たり、育児放棄したり、あるいは性行為を拒絶すれば、妻を殴っても構わないと考えていた。調査からは、若い男性ほど家庭内暴力を容認する傾向が高いことが分かった。15～19 歳の回答者の半分以上がそうした暴力行為は容認されると考えていた。そうした行為は容認しがたいと考える女性は 20%以下だった。女性に対する暴力のせいで女性は HIV 含め健康リスク上も影響を受けやすい立場に置かれている。

3.54 女性に対する暴力は全国各地で見られるが、報道によれば多くがソマリ州とアファル州に集中している。両州は、人口の大半がイスラム教徒であり、家族法体系が伝統的な慣例とシャリーア法に基づくもので、連邦レベルの適用法と合っていない。家庭内暴力から逃れてきた女性の支援施設はかなり少ない。レイプや性的暴力、嫌がらせの事件に対する最新の信頼できるデータはないが、性的暴力はかなりの広がりを見せていると思われ、加害者が罰せられることは滅多にない。

3.55 DFAT は、エチオピア女性は家庭内暴力や性的嫌がらせを受けるリスクが高いと見ている。エチオピア女性が配偶者によるものを含めレイプや性的暴行を受けるリスクは中程度である。女性性器切除（FGM）、略奪結婚、幼児結婚といった慣行もかなり広まっている（下記の児童参照）。

### 性的指向と性同一性

3.56 同性愛行為はエチオピアでは認められておらず、刑法第 629 条に基づき最長 15 年の禁固刑を受ける。ゲイ反対活動家がエチオピアは同性愛行為で有罪判決を受けた者を死刑に処すべきだと迫っているとの報道がある。2014 年、エチオピア政府は同性愛行為に対する刑罰を、一部の重大な暴力犯罪に対する処罰に似た、法律に基づく赦しがたいものとする法律を検討した。この法律は成立しなかったが、国際擁護団体からの圧力もあったと報

じられている。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス (LGBTI)の人たちに対する差別を禁じる法律はなく、特定のヘイトクライム関連法もない。

3.57 LGBTI の人たちはエチオピアではかなり社会的差別を受けており、身内からを含め、ひどい社会的汚名を受けたくないよう、性的指向や性同一性を隠していることが多い。米法務省によれば、アディスアベバのエイズリソースセンターが「ゲイやレズビアンと自己認識している人の大半は差別されないよう自らの行動を変容するために支援を求めている。多くのゲイ男性は、不安や混乱、自己同一性の危機、うつ、疎外感、宗教的対立、自殺未遂などを報告していた」と報じている。同性愛行為にふけったとして投獄された人の報告も幾つかある。LGBTI に対する暴力行為も報じられているが、こうした事件は多くが同性愛行為の非合法性や彼らに対する強い社会的差別があり報じられていない。

3.58 DFAT は、エチオピアの LGBTI は公な社会的差別や暴力にさらされるリスクが高いと評価している。

## 児童

3.59 エチオピアの子どもは、FGM、未成年結婚、略奪結婚、性的暴力、児童労働など、多くのリスクにさらされている。

3.60 FGM は刑法に基づき非合法とされ、最長 10 年の禁固刑に処せられるが、法が執行されるのは稀である。DFAT は FGM の実施に対して起訴された刑事事件を認識していないが、この慣行はかなり広まっている。問題に対して、法的、命令的なアプローチをとるよりは、政府は学校や宗教団体含め地域に働きかけて FGM に対する文化的、社会的意識の変容を試みていると報じられている。エチオピアにおける FGM の割合は依然として高いが、減少しているという証拠も多少はある。中央統計局が行った 2005 年の世帯調査によれば(最新データ、以降の調査では FGM を扱っていない)、エチオピアの 15~49 歳の女性の約 74% が FGM 経験者であるが、これは 1990 年代末の約 80% から減ってはいる。実施率はソマリが最も高く (97.3%)、ディーレダーワ (92.3%)、アフアル (91.6%) と続き、ガンベラ (27.1%)、ティグレ (29.3%) は国内で最も低い。

3.61 若年結婚や略奪結婚はエチオピアでは一般的であり、女兒が 7 歳で結婚させられる

こともある。婚姻の法定年齢は 18 歳だが、この法律の適用にばらつきがある。幼児結婚は近年減っていると報じられているが、依然高いことに変わりはない。若年結婚は若年出産につながり、自分の体自体がまだ発達途上にある母胎への影響がある。女兒は結婚すると学校をやめるのが普通で、若年結婚は女性の教育にも影響を及ぼしている。2011 年に中央統計局が実施した人口動態保健調査によれば（現時点で入手可能な最新データ）、エチオピア女性の平均初婚年齢は 16.5 歳である（法律上の婚姻年齢以下）。アムハラでは、これが 14.7 歳だった。しかし、調査の若年層の初婚率は年長層に比べてはるかに低く、近年における若年結婚率の減少を伺わせる。

3.62 児童の略奪結婚はずっと国内で行われてきたが、ユニセフや海外開発研究所（Overseas Development Institute）によれば、略奪結婚の事例は SNNP 地域の一部を除き、近年著しく減少している。

3.63 エチオピアは児童労働に関する主な国際条約をすべて批准しているが、児童労働は今も全国で行われている。有給雇用の最低法定年齢は 14 歳であり、14～18 歳の児童は危険労働や夜間労働を禁じられている。それでも、こうした法律の執行は稀で、児童労働は特に家族経営ビジネス（農作業含め）や建設鉱業部門で行われている。米労働省によれば、2011 年人口動態保健調査から 5～14 歳の子どもの約 22% が労働に従事していることが分かった。女子も有給で家庭の使用人をやっており、虐待や性的虐待を受けやすい環境に置かれている。強制労働や性的搾取を目的とした国内での違法児童売買の起訴率は低いと報じられている。わずか 11 歳の少女が売春宿で働くために売買されたとの報道もある。強制売春やレイプで妊娠した未婚の少女を支援する策はほとんどない。シェルターのような施設は限られており、家族も社会的汚名からこうした少女を遠ざけることが多い。DFAT は軍隊への児童徴募や反政府武装集団による児童徴募の報道については認識していない。

3.64 DFAT は、エチオピアの少女は、生殖器切除、家庭内暴力、幼児結婚や強制結婚のリスクが高いと評価している。エチオピアの少年少女は労働搾取されるリスクが高い。

## 4. 補完的保護の申立て

### 生命の恣意的な剥奪

#### 超法規的処刑

4.1 政府部隊や反対派グループによる恣意的な生命の剥奪のからむ事件について信頼のおける報告がある。NGO 人権委員会 (Human Rights Council) の報告によれば、2016 年 10 月の非常事態宣言以来、少なくとも 19 人が超法規的処刑の対象となった。EHRC は、圧倒的に民間人である少なくとも 669 人が非常事態宣言に発展した広域抗議活動で亡くなっている (上記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言を参照)。

4.2 信頼できる情報筋が DFAT に語ったところによれば、政府部隊による超法規的処刑は体系的又は常習的なものではないが、発生する可能性はあり、政府役人の処罰は稀である。ONLF などの武装反勢力は攻撃では民間人も政府部隊もターゲットにしていると報じられている。

#### 強制的な又は自分の意志に寄らない失踪

4.3 米 국무省によれば、2016 年の抗議活動への政府の対応の一環として逮捕された人の中には失踪者もいる。刑務所の運営管理がずさんなこともあり、拘留された家族を探し出すのは至難の業と報じられている。

#### 拘留中の死亡

4.4 監視目的で独立組織が拘置所に入出入りすることは厳しく制限されており、エチオピアの刑務所施設に拘留中の死亡状況について公に入手できる信頼できる情報はない。米 국무省及び英内務省は、刑務所内の環境は厳しく、生命を脅かす程ひどい場合もあると報じている (下記の拘留と刑務所を参照)。2016 年 9 月 3 日のキリント (Qilinto) 刑務所火災により数人が死亡し、政府がそれを機に反対派勢力を一掃したとの主張もなされている。政府はこの主張を否定しており現在火災を起こしたかどで反対派の人物など多くの裁判を進めている。

### 死刑

4.5 エチオピア刑法では、(武装暴動や国家に対する犯罪など一部の重大犯罪、国際法に反する犯罪 (大量殺戮や戦争犯罪)、各種の軍事犯罪、加重殺人などの重大な対人犯罪に死刑

を課している。2015年には、政府が死刑の対象となる犯罪リストを拡大し同性愛行為や人身売買を加えようと2つの法律を検討したが、いずれも通過しなかった。

4.6 実際、裁判所が死刑宣告をすることは減多になく、DFATは、前軍人が前安全保障移民部長（Chief of Security and Immigration）殺害のかどで死刑執行された2007年以降に死刑が執行された事例を認識していない。それ以前で最後に記録に残っている執行は1998年である。アムネスティインターナショナルによれば、エチオピア裁判所は2016年に2人に死刑判決を出し、2016年末時点で死刑宣告を受けた者は10人になった。刑法では執行方法を規定していないが、絞首刑は明白に禁じられている。報じられるところによれば、エチオピア軍人に対する執行方法は銃殺刑である。

## 拷問

4.7 国内での警察署や刑務所での拷問について広く一貫した信頼できる報告がある。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、警察、治安部隊、刑務官が、情報や自白を得るために、未成年含め拘留者を殴打している。アムネスティインターナショナルによれば、近年報じられている拷問方法として、殴打、電気ショック、囚人を無理な姿勢で縛り付ける、強制的に長時間運動させるなどがある。監視目的で独立団体が拘置所に入出入りすることは禁じられている。

4.8 野党メンバー、ジャーナリスト、ブロガーその他政府やその政策に反対しているとみなされた者など特に政治犯は拷問を受けるリスクがある。アディスアベバのマエケラウィ連邦警察拘置所など、政治犯を収容した施設では拷問が日常茶飯であると報じられている。2013年のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書によれば、同施設での拷問方法は、殴打、手首を縛ったまま天井からぶらさげる、水をかける、1年以上の独房監禁などがあげられている。拷問は自白を強要する手段としてもよく使われているが、刑罰としても行われている。エチオピア当局は拷問の申立てを否定している。

4.9 拷問を受けた者が法的救済を求めて申立てをする機会は限られており、裁判所には拷問や不当な扱いに対する申立てを受け入れる気がないと報じられている。例えば、アムネスティインターナショナルによれば、野党のオロモ連邦会議（Oromo Federalist Congress）の指導者2人が拘留され下着のまま法廷に連れ出され、刑務官に拘置所でぶたれ衣服をはがされたと主張した。裁判所は拷問その他の不当な扱いに対する主張の捜査を命じなかつ

た。米務省は、刑務所には不当な扱いの申立てに対応し捜査を行うオンブズマンはいないと報告している。囚人側にもさらなる刑罰を恐れて申立てをしようという気がない可能性がある。尋問中の法定代理権もなく拷問や不当な扱いの主張が立証できる程度にも限界がある。

## 残忍、非人道的、又は侮辱的な扱い又は刑罰

4.10 刑法第 424 条では不適切又は残忍な方法又は人間の尊厳やその地位にそぐわない方法で囚人又は容疑者を扱うことを禁じている、特に殴打、残忍な仕打ち、身体的精神的な拷問により、供述や自白を得るため、又はその他のこれに類する目的で、又は、好ましい証言を引き出すため」のこのような行為は最長 10 年の禁固刑に処せられる。

4.11 実際、囚人らは身体的刑罰や拷問の事例を報告してきた。2016 年の非常事態宣言時に拘留された者は、拘留や「更生」中の殴打、すし詰め、ひどい暑さや水を飲ませてもらえない、独房監禁などの虐待について申立てをしてきた。刑務所の出入りを制限されているため、虐待の申立てを確認することは難しい。しかし、国連の拷問防止委員会 (Committee Against Torture) によれば、相当数の囚人が、治安部隊、警察、刑務官に対して長期に渡り申立てを続けている。エチオピア当局は囚人の虐待の申立てを否定している。

## 恣意的な逮捕と拘留

4.12 刑法の第 423 条で最長 10 年の禁固刑に処せられる「不当な逮捕又は拘留」を禁じている。

4.13 実際には、容疑又は判決を受けぬまま多くの人がそれも長期に渡り拘留されているとの報告がある。これは特にジャーナリストやブロガー、抗議者や反対派メンバー、政府やその政策に反対しているとみなされたその他の人物に該当する。2016 年の非常事態宣言により個人の逮捕前に警察は裁判所の命令を受けなければならないという要件がなくなった。裁判所による令状なしで逮捕する例は非常事態宣言前にもあったが、宣言後はそうした逮捕が一層の広がりを見せた。米務省によれば、治安部隊は抗議活動が続くと一軒一軒しらみつぶしに当たり、暴力を先導したかどで野党メンバーや支持者を逮捕し恣意的に拘留した。



## 5. その他の考慮事項

### 国家の保護

5.1 エチオピア政府は総合的な安全保障諜報体制を整備しており、テロをはじめとする主な犯罪から国民を守っている。しかし、この手段は反対派の監視や抑止にも使われている。治安部隊は概ね法や秩序の維持や大規模テロ攻撃の回避ができていますが、抗議者に対する過度の暴力もまかり通っている。

### 軍隊

5.2 エチオピア国防軍 (ENDF) は地上部隊とエチオピア空軍で構成されている。合わせて約 186,000 人を擁する。エチオピアは内陸国であり海軍はない。

5.3 兵役は基本的に義務ではないが、軍には徴兵を行う権利がある。刑法第 284 条によれば、兵役を拒否すれば最長 10 年の禁固刑に処せられる可能性がある。最低年齢は 18 歳である。米国が平和維持、専門教育、軍隊訓練管理、テロ防止活動など、ENDF の一連の訓練に資金を拠出している。ENDF の軍装備品はほとんどが旧式と言われている。エチオピアの軍事費は GDP の約 0.7% と比較的少ない (世界平均は約 2.3%)。

5.4 ティグレ人民解放戦線 (TPLF) のメンバーが軍の上層部を占めていると報じられている。国際危機グループ (International Crisis Group) によれば、ほとんどの軍上級司令官ならびに ENDF の軍参謀総長は、EPRDF の大半を占めかつメレス・ゼナウィ前首相の党である TPLF 出身の元戦士という。

5.5 ENDF は、ガンベラ州の村落化プログラム関連の殴打、性的暴行、恣意的拘留や、オロミアやアムハラ州の広域抗議活動やソマリ州での ONLF に対抗した暴動鎮圧作戦に関連した民間人の超法規的処刑などの人権侵害で告訴されている。

5.6 DFAT は、ENDF 要員による民間人への過度の暴力行為や権力乱用は大規模な抗議活動に対する対応を別とすれば、体系的、常習的なものではないと評価しているが、何らかの権力乱用事件が起きる可能性はある。ENDF は 2015~2016 年のオロミアとアムハラ州での抗議活動への対応に関わった。エチオピア人権委員会は過剰に武力が行使されたことを認めている (上記の抗議活動と 2016 年の非常事態宣言を参照)。権力乱用の犠牲者やその家族が厳密な独立性、透明性のある捜査プロセスを利用する手段は限られている。エチ

オピアでは権力乱用で起訴された軍や警察の人間が刑罰を免れたと広く報じられている。

## 警察

5.7 エチオピア連邦警察部隊は遊牧地域開発連邦省に属し、テロ行為や麻薬密売、人身売買といった連邦裁判所の管轄に入る犯罪の防止と捜査を責務としている。さらに、各州に警察があり各州政府の直属となっている。連邦警察は各州の警察委員会の調整と国内取締基準の設定を責務とし、州警察部隊の訓練と活動支援を行う。多くの州は何らかの形態の非公式な州義勇軍も擁している。義勇軍は独自に活動しているが、実際には州警察と連邦警察との何らかの調整が行われていることが多い。米務省によれば、義勇軍が与党 EPRDF の手先として活動したこともある。こうした義勇軍の一部、特にソマリ州の特別警察による権力乱用が報じられている。特別警察は、ソマリ州での超法規的処刑、拷問、レイプ、その他の暴力行為で訴追されている。例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、2016年6月5日、特別警察のメンバーが東部ソマリ州で地元業者との紛争の際に警官が負傷したとして村民を撃ち始めた。警察は少なくとも14人の村民を殺したと報じられているが、事件の捜査が行われたかどうかは定かではない。ヒューマン・ライツ・ウォッチはまた、特別警察がオロミア州近隣やソマリアとの国境地帯などソマリ州以外の地域社会を攻撃したとも報じている。ソマリへの渡航は制限されておりこうした申立ての確認は難しい。

5.8 （これに限られないが）2015～2016年にオロミア、アムハラ州で行われた抗議活動関連をはじめ、殴打、恣意的な逮捕、拘留、レイプ、拷問、超法規的処刑などの権力乱用行為が連邦警察や地域警察により行われたとの報告がある。こうした事件の捜査に透明性はなく、結果は大抵公表されておらず、説明責任にも限界がある。ATP や非常事態宣言に基づき、警察には状況によっては裁判所による令状なしに逮捕をする権限がある。こうした権限は、特に非常事態宣言以降、大規模に行使されている（上記の抗議活動と2016年の非常事態宣言を参照）。

## 諜報活動

5.9 エチオピア政府の諜報体制は強力かつかなり優秀である。国家情報公安部（National Intelligence and Security Service: NISS）は独立した連邦政府の部局であり、首相直属である。NISSの規模や職員に関する信頼できるデータは入手できないが、エチオピアの利害に関連する人物の活動を監視する強力な能力を備えていると一般には考えられている。民

間人による監視報告制度が諜報網を支え、このネットワークを介して個人は地域や家庭での他者の活動（政治的活動家や反対派支持者の活動など）を報告する。1人が大体5人の活動について一般に報告するとして、この制度は1対5制度（one-to-five system）として知られている。

5.10 NISSに加え、政府は情報網安全保障局（Information Network Security Agency）というサイバー情報安全保障組織も運営しており、その役割はオンラインの監視と検閲、国家安全保障への考えられる脅威（重要なインフラに対するサイバー攻撃など）に関する捜査である。

5.11 エチオピアの諜報機関はかなり有能である。DFATは、エチオピアや海外で政府やその政策に活発に抗議している者（実際の活動やオンラインで）は当局の関心から逃れられないだろうと見ている。

## 司法制度

5.12 憲法第78条では司法の独立を、第79条では連邦裁判所と州裁判所の二重司法制度について規定している。政治的意味合いのない民間事件や犯罪事件では、DFATは日常的法律問題に関しては司法制度がかなり公平かつ独立した形で運用されていると見ているが、人材不足が問題である。フリーのジャーナリスト、ブロガー、野党支持者やメンバー、あるいは反政府活動家などが関わる事件では、司法の独立が疑わしいという一貫した信頼できる報告がある。米務省によれば、エチオピアの刑事裁判制度は脆弱で、責任が重すぎ、政治的影響力に振り回されている。被告には憲法に基づき法的代表権を求めることができるが、実際には難しい事件になると容疑のないまま長期間拘留され、法的代表権の行使を妨げられ、犯罪の証拠へのアクセスを拒否される可能性がある。国選弁護士は大体が経験の浅い薄給の弁護士である。難しい事件の審理は非公開で行われることもあり、特に国家安全保障と目撃者の安全を守るためとされる。これは訴訟手続きの透明性を損なう結果を招いている。

## 拘留と刑務所

5.13 米務省によれば、エチオピアには連邦刑務所が6カ所、州刑務所が120カ所あるが、他にも全国に多くの非公式の拘置所がある。オロミアやアムハラ州での抗議活動や非常事態宣言時のような大規模な逮捕があると、軍の施設や地方行政局、政府所有地の仮設

拘留所に拘留されていたとの報告がある。普通は男女別の施設に入るが、非常事態宣言時に多くの人が逮捕されたため「再教育」プログラムと称して男女が同じ場所に拘留されたという報告がある。子どもが成人と一緒に投獄された例もある。

5.14 刑務所はかなりすし詰め状態であり、食事も不十分で保健衛生状態も悪いとの報告がある。米 국무省は、エチオピアの刑務所や公判前拘留施設的环境はひどく、生命をおびやかす場合さえあると述べている。近年新しい刑務所が幾つか建設されており、こうした施設は国際基準に近づいていると報じられている。しかし、政府は国際監視団体の刑務所への立ち入りを制限しており、処遇に関する申立てを独自に確認することはできない。拷問の訴えをはじめ、囚人の裁判所に対する申立ては聞き入れられない、適切に配慮してもらえないことがあるとの報告がある（上記の拷問を参照）。

## 国内の移動

5.15 憲法第 32 条ではすべての国民に住む場所の選択の自由や国を出る自由を含め、国内の移動の自由を定めている。国際移住機関（IOM）によれば、2017 年 4 月時点でエチオピア全国で 843,000 人以上の国内避難民（IDP）がおり、ソマリ州とオロミア州がそれぞれ 457,000 人、280,000 人と最大規模となっている。IDP の 46% は紛争がらみで、他は自然災害（主に干ばつ）などが理由となっている。当地に逃れた人に対応できるだけの便所を用意しているのは避難先の約 29% に過ぎない。男女別の便所があるのはわずか 7% である。照明、廃棄物の処理、市場や生計手段へのアクセスはほとんどの現場で深刻な問題となっている。特に、ソマリ州やアファル州などは、（意図せず）同一民族集団の維持を促す連邦抛出体制になっていることもあり、他州からの IDP の再定住に消極的との報告がある。

5.16 食糧安全保障、貧困、水不足、経済の見通しの悪さ、それらはアディスアベバに移住した人たちを含め、エチオピアの他州（又は他国）への移住決断における重大な要因となっている。しかし、経済的要因は特に、離婚した女性や若い女性、家庭内暴力の被害者など特に弱い立場にある人たちの移住能力の障壁ともなる可能性がある。いわゆる村落化政策（上記のアヌアク族を参照）や前項で挙げた計画的なものではない抛出対策は別として、DFAT は国内移住を妨げることとなる正式な政策を認識していないが、移動により特定の政府の支払いが利用できなくなる人もいるだろう。例えば、長期に渡る食糧不安を抱える人たちの回復力を引き上げる目的であるプロダクティブ・セーフティネット・プログラム（Productive Safety Net Programme）は、郡レベル（国内第三位の行政区分）を対象とし

ている。このプログラムを利用できない郡に移動した人たちは支援を受けられないリスクがある。民族性や言語の違いは国内移動や移住の足かせとなる可能性がある。アムハラ族やティグライ族には、多くの地域にこうした民族グループがいることやアムハラ語が国の公用語であることもあり、国内移住の自由がより大きい。

5.17 政府の治安諜報活動は全国で行われている。1対5制度の運用も一例である（上記の諜報活動を参照）。DFATは、政治活動家、フリーのジャーナリスト、ブロガー、その他政府やその政策に反対しているとみなされている人物が国内を移動して役人の関心を行かすにおくことはできないだろうと見ている。

## 帰還者の扱い

5.18 エチオピアは、海外からの移住の起点であり通過点であり終点でもある。多くの人がエチオピアから他国へとよりよい経済的機会を求めて移動しようとしている。彼らは一般に3つのルートを利用する。ソマリア、ジブチ又はエリトリア、そしてイエメンからサウジアラビアのルート、北部ではスーダンとリビアからヨーロッパへ向かうルート、そして、南方の南アフリカに向かうルートである。空路欧州に向かう人はかなり少ない。

5.19 近年、サウジアラビア政府が不法移民の一連の取締りを行った。至近などころでは2017年3月に、不法労働者が自主的にサウジアラビアを出国するよう90日の大赦期間を定め、それ以外は強制追放した。この期間は2017年6月29日に終了した。サウジアラビア内には推定40万人の不法エチオピア移民がいると報じられている。6月23日時点で、エチオピアに戻ったのは約35,000人に過ぎない。エチオピア政府も近年エチオピアからの不法移民の規制を始めた。しかし、合法的な移民の規制、不法移民の取締り、イエメンでの戦争があってもなお、使用人の仕事（女性）や建設業（男性）を求めて人身売買業者を使ってでもイエメンからサウジアラビアに向かう人もいる。アディスアベバの情報筋によれば、彼らの中には帰国後に提供された復興支援金を再度の移住資金に充てている人もいる。

5.20 DFATは、亡命に失敗して欧米からエチオピアにやむを得ず戻りうまくいった例はほとんどないと理解している。当局は政府に声高に反論してはいないエチオピアへの任意の帰還者を一般には歓迎している。エチオピア人離散者の送金が経済に寄与していることを認め任意の帰還を折々に公表している。帰国後しばらくは当局が当該帰還者を監視しているとの報告もあるが、DFATは、活発な政府反対者ではない任意の帰還者が亡命失敗者とし

での立場から生じる問題を抱えているという信頼できる報告を認識していない。

5.21 しかし、DFAT は、エチオピアに帰還し政府に反対する政治活動家とみなされている人物は、特に帰還後も政治活動を続ければ、監視、嫌がらせ、逮捕、拘留のリスクが高まる可能性があるとしている。DFAT はまた、国外にいてエチオピア政府を公然と批判している者は帰国後にエチオピア当局がそうした活動を見つけ措置を講じるリスクが高いとみている。例えば、放送メディア、インターネットのニュースサイト、ブログ、ソーシャルメディアなどでエチオピア政府に積極的に反対している人物などである。エチオピア当局の諜報能力は優れており、他国やオンラインで行われた重大な抗議活動を突き止める可能性は高い。エチオピア当局は、多くの政治活動家、人権活動家、ジャーナリストに欠席裁判で有罪とし刑を言い渡してきた。

## 出入国手続

5.22 空路海外に渡航するエチオピア人は空港での身元確認を受けるが、空港の移民局には写真指紋設備が揃っている。エチオピアのパスポートは機械読取り可能で様々なセキュリティ機能を持つ（下記の文書参照）。国内データベースにつながった生物測定装置が国内の正規の出入国地点に配備されている。NISS が諜報及び国境安全保障プロセスの主な責任を担っている。

5.23 エチオピアには、スーダン、南スーダン、エリトリア、ソマリア、ケニアなど安全でない国境が多い。多くのエチオピア人は人身売買業者を使って国境を越え、サウジアラビア、ヨーロッパ、南アフリカへ向かおうとする。アディスアベバの信頼できる情報筋によれば、エチオピアは国内航空網の拡充もあり、他のアフリカ地域の人にとって移民拠点と化しつつある。アディスアベバのボレ国際空港の改修により 2018 年までには年間 2,000～2,200 万人の収容能力へと増強することが見込まれている。

## 書類

### 出生死亡証明書

5.24 ケベレ (kebele) という地方行政組織が出生時に地元住民の申請に対して出生証明書を発行する。2009 年 1 月までは、アディスアベバ市行政政府がアディスアベバ生まれの申請者に出生証明書を出していたが、以降は各ケベレ（うちアディスアベバに 100 カ所以上）が証明書を発行している。18 歳未満の申請者は両親の ID カードとパスポートサイズの写

真、病院（病院で生まれた場合）又はケベレ（自宅で生まれた場合）のいずれかの出生通知書を提出しなければならない。18 歳以上の申請者は自分の身分証明書又はパスポート、記入した申請書、パスポートサイズの写真 2 枚を提出する。申請者はすべて、年齢にかかわらず、裁判所の発行する法定宣言書に 3 人の証人の署名を得て提出しなければならない。エチオピアの信頼できる情報筋が DFAT に助言したところによれば、出生登録率は約 7% と極めて低い。

5.25 里親（養父母）は引き取った側の親の名前を子どもの親として表示した養子出生証明書を取得することができる。これは養子決定書の付与後に取得できるが、出生証明書の申請の裏付けとして提示を求められる。この場合の出生証明書には、親が養父母であることを示す補注が添えられている。

5.26 死亡証明書は死亡した者の地域のケベレが発行する。出生証明書同様アディスアベバ市行政局が 2009 年 1 月まではアディスアベバの全住民について死亡証明書を発行していたが、以降はアディスアベバ各地のケベレが出している。

5.27 死亡証明は死亡を登記簿に残すために必要である。自宅で死亡した場合はケベレからの書状が必要だが、病院で死亡した場合は病院の証明書が必要である。申請者は裁判所の発行した法定宣言書に死亡内容を証明する 3 人の証人の署名を得て提出する必要がある。申請者は近親者でなければならないが、死亡者の身分証明書も提示しなければならない。未成年者で特定の保護者のいない孤児の場合は、本人が親の死亡証明を取得することができる。

5.28 出生証明書と死亡証明書の書式は地域により異なるが、いずれも正式な証明書には申請者の写真と発行当局の印証がついている。いずれも英語とアムハラ語又は発行地域の言語の 2 カ国語で発行される。

## 国籍証明書

5.29 エチオピアはケベレカードを発行しているが、これは国籍証明カードに似ている。18 歳になった時点で所轄地域に暮らす申請者にはケベレが身分証明書を発行する。ソマリ州とオロミア州のケベレは 16 歳になった時点で個人にケベレ ID カードを出すことがある。

5.30 ケベレは、家屋の取得時期、同居家族、また各人と世帯主との関係を示す世帯記録を保管している。こうした記録を更新する責任は世帯構成員側にあるが、常に行われているわけではなく記録は数年遅れの場合もある。

5.31 ID カードの形態は地域により異なるが、いずれも所有者の写真、氏名、住所、発行日が記載されている。アディスアベバで発行された新型のカードはコンピューター作成によるもので見た目はクレジットカードに似ている。農村部で発行された ID カードは手書きの場合もあり、小さなノートか厚紙の ID カードのように見えることもある。

### 警察証明書

5.32 移住に必要なエチオピア善行記章証明書 (Ethiopian Certificates of Good Conduct) はアディスアベバの連邦警察科学捜査局 (Federal Police Forensic Investigation Department) のみ発行することができる。6 カ月以上エチオピアに暮らす人は誰でも手数料を支払い以下の書類を提示すれば警察証明書を取得することができる：移住目的での警察証明書の発行を求める正式な要請書、申請者の身分証明書又はパスポートの写し、パスポートサイズの写真 3 枚と申請者の拇印。

5.33 エチオピアに難民として暮らす申請者は、再定住プロセスを通してエチオピアを出た場合は、エチオピア政府の発行した難民身分証明書又は難民渡航書類を提出しなければならない。難民としてエチオピアに暮らす登録難民でない場合は、警察証明書を取得することはできないだろう。犯罪歴のある者は警察証明書を取得できない。

5.34 警察署は 2012 年から新しい形式の証明書を発行しており、現在、複数の形態の警察証明書が出ている。証明書に記載する内容は英語だが、アムハラ語で記載される場合もある。参照番号や発効日など証明書の一部は手書きの場合もある。エチオピア住民の場合は申請から 10 日でできるが、国外に暮らす場合は一カ月以上かかる可能性がある。

### パスポート

5.35 エチオピア国民はすべてエチオピアのパスポートを持つことができる。取得するためには申請者は次の書類を提示する必要がある：記入した申請用紙、申請料、ケベレ ID カード又は政府職員カード (18 歳以上の申請者の場合)、出生証明書 (6 カ月から 18 歳までの申請者の場合)、出生施設の診察券又は同施設からの書状 (6 カ月未満の申請者の場合)、パ



スポーツ用の写真、最新の警察証明書。指紋は申請時にとる。

5.36 2010年4月まで、エチオピア在外公館は手書きでパスポートを発行していた。これは正式に中止されたが、一部の手書きパスポートがまだ出回っており渡航には有効である。エチオピアは有効期間1年、更新不可の外国人用パスポートをエリトリアのパスポートを取得できないエチオピア在住のエリトリア人に発行している。これにより保有者は在住許可がなくともエチオピアに帰還できる。外国人パスポートはエチオピア人パスポートと同じセキュリティ機能を持つがカバーはグレイである。

5.37 エチオピアのパスポートには多くのセキュリティ機能が備わっている。「祈祷のページ」には中央にアムハラ語で書かれた楕円の光学的変化素子（OVD）が取り付けられておりETHの文字が幾つも記載されている。アムハラ語のマイクロプリントと潜像は祈祷のページにもあり、紫外線があたるとエチオピアのペンタグラムと再度アムハラ語で「エチオピアパスポート」の記載が見える（これは内側裏表紙にもある）。パスポートの1ページ目にはバーコードとパスポート番号があり、いずれも紫外線が当たると分かる。バイオデータのページには左側に保有者のデジタル写真があり、この写真がパスポートの記載の上にも重ねあわされている。ページ全体を覆うラミネートにホログラム写真が取り込まれている。紫外線があたるとページ上半分にパターンが現れ、やはり英語とアムハラ語で「エチオピア連邦民主共和国」と読める。バイオデータのページにもデコーダーでのみ読みとれるコードが入っており、保有者のバイオデータと本人の画像が入っている。

5.38 パスポート番号は17ページから裏表紙までレーザー穿孔されている。中のページにはすべて透かしが入っており、英語とアムハラ語で「エチオピアパスポート」と読めるセキュリティ・スレッドと各ページの「VISA」の文字の下にアムハラ語でマイクロプリントがされている。隣のページにまたがって虹色でプリントがあり、紫外線にあたるとページをまたぐ模様が見え、やはり英語とアムハラ語で「エチオピアパスポート」と読める。ステッチはパスポートの端まで行っておらず、紫外線に反応し、ページ番号が各ページの色々な場所に現れる。裏表紙内側には、両側に模様が陰刻されているうえに、マイクロプリントでやはり「エチオピア連邦民主共和国」とあり、潜像で「エチオピア」と読める。

#### 不正行為の蔓延

5.39 NISSが渡航書類を管理している。セキュリティ機能のため作成に費用がかかるため、

不正パスポートは稀だがないわけではない。アデイスアベバの信頼できる情報筋が DFAT に伝えるところによれば、エチオピアパスポートは基本的に真正かつ信頼ができるが、時に不正ビザもあり偽の渡航歴が作り出されることもある。他にもよくあるのがパスポートは本物だが必要書類が不正という場合である。

5.40 出生証明や死亡証明など住民証明書類は申請者と裏付けとなる証人の陳述に基づき発行され、必要書類は限られている。医療記録や学校の記録などは住民証明書類に比べ年齢や保護者関係の判断においてより信頼がおけるが、容易に偽造が可能である。

5.41 不正という点でリスクがより高いと思われる文書は、出生証明書、死亡証明書、国の身分証明書である。医療/病院の記録や学校の記録の不正リスクは高いが、証明はしやすい。リスクが低いと思われる文書として、警察証明書、養子決定書、銀行明細書、大学関連の書類がある。パスポートもリスクは低い方だが、上述した通り、真正のパスポートでも不正の必要書類に基づく場合がある。